

排ガスにおける自主規制値の設定について

1 現在の排ガスに係る目標値

項 目	単 位	法規制値	目 標 値
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.01
硫黄酸化物	ppm	828	50
塩化水素	ppm	430	30
窒素酸化物	ppm	250	30
ダイオキシン類	Ng-TEQ/m ³ N	0.1	0.01
総水銀	mg/m ³ N	—	0.05
一酸化炭素(4時間平均)	ppm	—	30

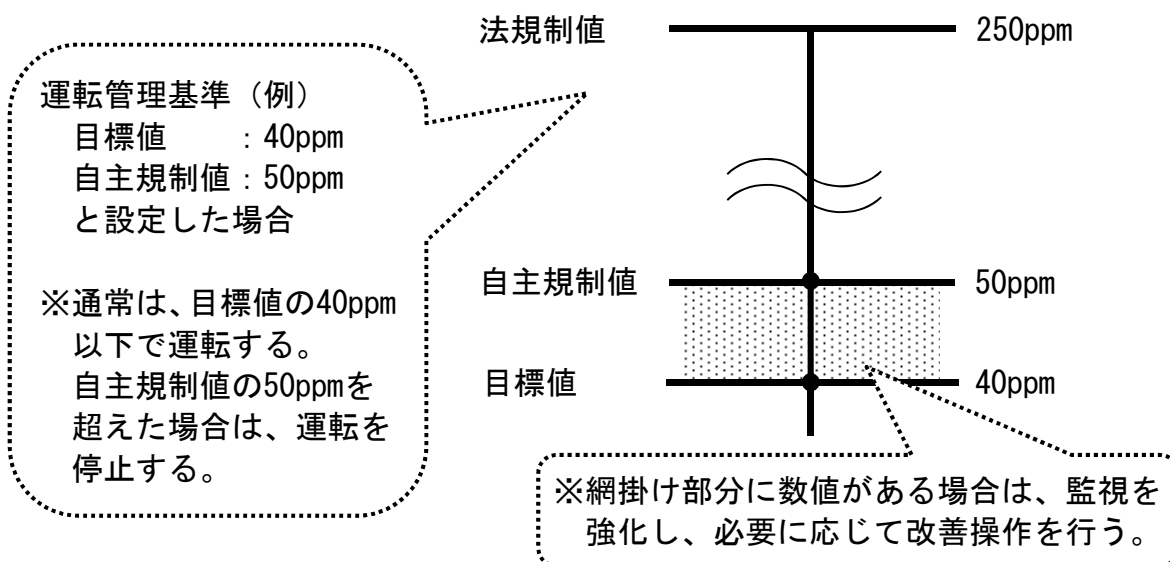
2 施設の維持管理計画による自主規制

焼却施設を設置すると、廃掃法に基づき「施設維持管理計画」を提出しますが、計画に自主規制値（法規制より厳しい基準）を設定すると、法令と同様に数値を超過した場合、焼却炉の運転を停止することとなる。

現在は、自主規制値＝目標値としている。

3 運転管理に係る規制値

最近では、多くの施設で下図に示すような管理方策（例）がとられている。



4 自主規制値の設定（案）

現在の目標値をベースに窒素酸化物とダイオキシン類について、自主規制値を設定する。

項目	単位	法規制値	目標値	自主規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.01	0.01
硫黄酸化物	ppm	828	50	50
塩化水素	ppm	430	30	30
窒素酸化物	ppm	250	30	50
ダイオキシン類	Ng-TEQ/m ³ N	0.1	0.01	0.05
総水銀	mg/m ³ N	—	0.05	0.05
一酸化炭素(4時間平均)	ppm	—	30	30

5 自主規制値の設定根拠

排ガス処理における触媒脱硝設備について、最近の事例で、窒素酸化物 50ppm 以下、ダイオキシン類 0.01Ng-TEQ/m³N 以下の基準において、無触媒(触媒脱硝設備なし)で対応可能とするプラントメーカーがある。

これは無触媒で対応した場合、窒素酸化物 30ppm 以下は、実現が難しく、ダイオキシン類 0.01Ng-TEQ/m³N 以下は、限界に近い値であるということ。

よって、次の(1)～(3)により、自主規制値を設定した。

(1) 施設の安定した運転を重視

排ガス処理性能の限界に近い値では、安定した運転が難しくなる心配があるため。

(2) 過剰、過大な建設費や運営費の抑制

排ガス再循環及び低酸素燃焼等の燃焼抑制や、無触媒脱硝技術の組合せにより、メーカー技術のノウハウを最大限に活用して、コストパフォーマンスの優れた提案を引き出すことが可能となる。

(3) 近隣施設の自主規制値を参考（次ページ参考表参照）

※今後、さらなる技術発展により、最新の無触媒脱硝技術を導入することが見込まれるが、現段階では、触媒脱硝設備は設置することとし、運転状況により触媒の量を調整することが可能となる。

【参考】近隣施設の自主規制値

項目	自主規制値	主な施設
窒素酸化物 (ppm)	50 以下	秦野クリーンセンター (秦野市伊勢原市環境衛生組合) 平塚環境事業センター (平塚) 高座清掃施設組合 (海老名・座間・綾瀬) 北部環境事業所 (藤沢) 王禅寺処理センター (川崎) クリーンプラザふじみ (ふじみ衛生組合：三鷹・調布) 東京都内の主な清掃工場 (東京二十三区清掃一部事務組合)
	30 以下	相模原市南清掃工場 (相模原市)
ダイオキシン類 (Ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	北部環境事業所 (藤沢) クリーンプラザふじみ (ふじみ衛生組合：三鷹・調布) 東京都内の主な清掃工場 (東京二十三区清掃一部事務組合)
	0.05 以下	秦野クリーンセンター (秦野市伊勢原市環境衛生組合) 平塚環境事業センター (平塚) 高座清掃施設組合 (海老名・座間・綾瀬) 相模原市南清掃工場 (相模原)
	0.01 以下	王禅寺処理センター (川崎)

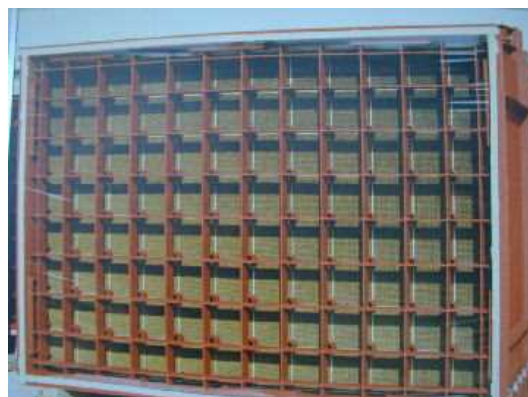
【参考】厚木市環境センターの状況 (平成 25 年度)

窒素酸化物 : 53~80 ppm

ダイオキシン類 : 0.055~0.16 Ng-TEQ/m³N

【参考】触媒脱硝

排ガスにアンモニア水を吹き込み、
脱硝触媒で窒素酸化物 (NOx) を分解
除去します。



脱硝触媒 ⇒

